

平成 2 9 年度  
第 6 回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

平成 3 0 年 1 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年1月12日（金）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 23人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 1人

- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 川西 好春
- 農政課 長補佐 西谷 茂浩
- 農地係 長 多田 利浩
- 副主 幹 中野 清作
- 副主 幹 横井 和久
- 主任技師 稲積 直子
- 囑託職員 田所 清美

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計  
画変更申請について  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第10号 非農地証明願について  
議案第11号 農地改良に係る届出について  
議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の  
規定による開発計画に対する意見について  
議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意  
見について  
議案第15号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について  
議案第16号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について  
報 告 1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について  
報 告 2 1月の農業相談会について

**議 長(会長)** ただ今から平成29年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中22人で、定例総会は成立しております。

なお、橋田委員からは、欠席、また、横井委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番佃光廣委員、15番富本委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主任技師** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃貸人が別の農家へ貸し付けるため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番は、賃貸人が転用する予定のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番と5番、6番と7番は、賃借人が経営を縮小するため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

8番は、賃貸人の親族が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

9番も、賃貸人と賃貸人の子が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請15番、同法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連しています。

2ページをお開きください。

10番と11番は、賃貸人が転用する予定のため香川県農地機構の前身である香川県農業振興公社を介した農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

12番は、賃貸人の後継者が就農するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。代替農地については、1月の農業相談会で賃借する予定です。

13番は、第三者が転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権24番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

2番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3番から7番までは、借人が経営を縮小するため返還したものです。返還後の農地については、別の農家へ貸し付ける予定です。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について13件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について7件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書4ページをお開きください。

1番は、平成29年9月21日付けで共同住宅用地として許可を受けていましたが、転用計画の変更により許可の取消願があったものです。

なお、変更後の計画による農地法第4条第1項の規定による許可申請1番・2番が提出されています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号は願いのとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号は願いのとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。現地調査委員より説明をお願いいたします。

**兔子尾委員** 現地調査委員の兔子尾です。今回の特別現地調査委員は、佃光廣委員、富本委員と、私の3名で現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して佃委員から報告をお願いします。

**佃光廣委員** 現地調査委員の佃です。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

それでは、別紙の4条特別議案書をお開きください。

申請地は、香川県立図書館南東600メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、所有する共同住宅の西隣に位置するもので、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が76平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。———御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が558.21平方メートル有ります。

農地法第4条の規定による許可の取消願1番に関連しています。

2番は、井戸管理通路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用井溝が42平方メートル有ります。農地法第4条の規定による許可の取消願1番に関連しています。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が917.29

平方メートル有ります。

7番も、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成15年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・志度線及び主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が125.64平方メートル有ります。

議案書6ページをお開きください。

11番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、10番の特別議案の申請地南側に残る農地へ取水するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、進入路用地として転用申請するものです。

(横井委員入室)

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅への進入路が狭く車両の通行が困難であり、近々自宅及び納屋の建替えも予定しているため、新たに進入路が必要となったもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が604.70平方メートル有ります。



13番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近々孫夫婦と同居予定であり、車両が増えるため宅地を拡張するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が644.99平方メートル有ります。

14番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、利用を申し込んでいる近隣の電気及び電子部品の製造・販売を営む法人から近く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成29年10月ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が55.43平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年6月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が745.86平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知9番に関連しています。

16番は、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は実家に隣接しているため利便性が良く、現在同居している姪たちも成長し手狭になったため住宅を建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が充実し、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、発電出力39.6キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを200枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は県外に居住しており耕作ができない状態であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成29年11月10日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械等を収納する物置と車庫を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年9月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が456.98平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について18件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成25年11月29日付けで分譲住宅用地として許可を受けていましたが、1区画1棟が未完了のため工事完了日を平成31年11月30日まで延長するため、事業計画変更申請するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が

無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、昭和44年9月3日付けで住宅及び物置用地として許可を受けていましたが、建築が困難な状態で現在に至っており、この度、近隣農業者から野菜栽培のため畑として取得したいという要望があったため、承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

2番は、平成26年2月27日付けで店舗事業者のための露天駐車場用地として許可を受けていましたが、店舗事業者の事業が順調で顧客が増え、追加の作業所兼店舗が必要となり併せて住宅も建築することから、承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借4番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の兔子尾委員より報告をお願いします。

**兔子尾委員** 現地調査委員の兔子尾です。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の3番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き佃光廣委員から報告をお願いします。

**佃光廣委員** 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校西500メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道193号線及び11号線に近接し交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が126.98平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立大野小学校北西700メートルに在り、14区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、県道川東・高松線に近接し交通の利便性が良く、自社が開発分譲した団地に隣接するもので、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路が13.24平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市民病院塩江分院西200メートルに在り、隣接地で老人ホーム等の介護事業を営む転用者が既存駐車場に新たな福祉施設を建築し、その代替及び増加する職員・施設利用関係者の露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存施設に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が20.86平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立国分寺北部小学校北100メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道高松・善通寺線及び国道11号線に近接し交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立国分寺北部小学校北西450メートルに在り、分譲住宅及び約300平方メートルの工事資材を置くための露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・善通寺線及び国道11号線に近接し交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも300メートルと近く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、また、一部分を申請地及び近くで自社が開発する事業用地のための露天資材置場とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」のと呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**横井副主幹** 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書9ページをお開きください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が75.21平方メートルあります。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が902.63平方メートルあります。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書10ページをお開きください。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道岩崎・高松線に50メートルと近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,003.86平方メートルあります。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が3.54平方メートル有ります。

11番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを260枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成29年2月17日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、沿線には商業施設が整い、牟礼北小学校に200メートル、琴電志度線大町駅に300メートルと近く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページをお開きください。

13番は、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、資金の都合から親子が共同で建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番の転用者は、不動産業を営んでおり、近隣事業者の社員及び顧客が増加し社員専用駐車場及びお客様駐車場を確保する必要から、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線にも近く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区

分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線にも近く沿線には商業施設も整い、市立協和中学校に900メートル、川添郵便局に800メートルと近く生活に便利で、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書12ページをお開きください。

20番は、農業用の水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、農業用の水路であることから無断転用としておりません。

22番は、事務所兼倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年5月に造成済ですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

23番の転用者は、建築工事業を営んでおり、事業量の増大及び事業の拡大により新規の資材置場を設け、高松南部地域に事業拠点を移すため、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道156線や市道に接続し交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関



係者の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番の転用者は、椅子製作所を営んでおり、駐車スペースの確保が必要となったことから経営する法人への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道三木・綾川線にも近く、市道94号線より西へ50メートルと交通等の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年10月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。農地法第18条第6項の規定による通知13番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

13ページを御覧ください。

1番の転用者は、共同住宅を建設するに当たり、仮設露天資材・車両置場用地として平成30年2月1日から30年7月1日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、一時転用後の農地復元の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が358.69平方メートル有ります。

2番の転用者は、建設業を営んでおり、事業量の増大により資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、主要地方道中徳・三谷線にも近く交通の利便性も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、不動産業を営んでおり、新たな事業を展開するため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は用途地域に近接し、主要地方道県道太田上町・志度線にも近く交通の利便性も良く需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

14ページをお開きください。

1番は、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実

家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成9年に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、転用許可を受けていた露天駐車場用地を増加した顧客に対応するための作業所兼店舗・住宅用地とするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

5番は、父の農地を借り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規

定による通知 8 番に関連しています。

7 番も、父の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがしやすく親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 9 番及び同法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 4 番に関連しています。

8 番は、親子で生花業を営んでおり、事業量が増えたため父の所有する農地を借り受けて店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅から近く移動に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 26 平方メートル有ります。

以上、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案、所有権 19 件、賃借権 3 件、使用貸借 8 件、計 30 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

御発言が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主任技師** 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書 15 ページをお開きください。

1 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2 番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ説明さ

させていただきます。

2番は、譲渡人が兼業のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人が転用計画を中止し、現況農地を経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、隣接農地所有者が土地整形のため譲り受けるもので、取得後は一体利用して水稻を作付けするものです。

5番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は野菜を栽培するものです。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、所得後は水稻を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借5番が同時に提出されており、要件は満たします。

8番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は柑橘類を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項による許可申請使用貸借2番が同時に提出されており、要件を満たします。

9番も、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が労力不足のため、経営規模の拡大を希望する譲渡人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

議案書16ページをお開きください。

12番は、土地整形を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は隣接農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書17ページをお開きください。

1番と3番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜・果樹を栽培するものです。

2番は、新規営農を希望する借人が6年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

4番は、隣接農地を分家住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により30年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連しています。

5番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、使用貸借5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番・3番・4番は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番・5番・8番は、農道として利用しているもので、2番は昭和62年5月ごろから、5番は昭和58年3月ごろから、8番は昭和35年ごろから、また、6番・7番は、農業用水路として利用しているもので、6番は平成元年ごろから、7番は昭和35年ごろからで、いずれも非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第10号 非農地証明願について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非

農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第11号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**中野副主幹** 議案第11号 農地改良に係る届出について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、改良対象の農地面積が1,000平方メートル以上で、工事施工予定期間が6ヶ月以内であることから、農地改良に係る届出に該当するもので、計画内容として、請負工事により、甘土の上に良質花崗土を0.1～1.8メートル盛土を行い、オリーブの苗を新植し栽培管理の合理化を図るものです。

以上、議案第11号 農地改良に係る届出について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第11号農地改良に係る届出については届出のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第11号は届出のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主任主事** 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページをお開きください。

1番・2番について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、適格相当ということで証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたします。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田所職員** 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページをお開きください。

平成29年12月12日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページをお開きください。

平成29年12月6日付けで牟礼町原地区での事業について、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

5ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、利用計画平面図、緑化計画図を付しています。

概要をとりまとめておりますので、1ページをお開きください。

申請地は、主要地方道三木・牟礼線の東にある牟礼町原字城一の山林42,367平方メートルです。土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。

変更内容は採石事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年2月20日から平成33年2月20日に変更するものです。

平成29年12月21日に牟礼地区担当委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地があり、地元委員と協議した結果、高松市長には「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田所職員** 議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページを御覧ください。

平成29年12月13日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

4ページをお開きください。

平成29年12月8日付けで牟礼町原地区での事業について、牟礼町の採石事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

9ページ以降には、位置図、地籍図、現況平面図、採取計画平面図を付しています。

概要をとりまとめておりますので、1ページをお開きください。

申請者及び申請地は、議案第13号の資料1で御説明しました事案と開発区域は同一であり、現地調査は土地開発行為変更協議に係る調査と併せて実施しております。

地区担当委員と協議した結果、採石場の周辺及び裾野には農地がはあり、高松市長には「採石に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第14号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見については、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第15号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

**田所職員** 議案15号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について御説明申しあげます。

資料3の2ページを御覧ください。

平成29年11月30日付けで環境指導課長から高松市産業廃棄物処理等指導要綱第13条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の設置に係る問題点について照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成29年11月22日付けで産業廃棄物処理事業者から高松市長宛に事前指導申出書が提出されたことによるもので、施設の設置場所は、4ページの位置図の丸で示しているところです。

5ページは、施設の平面図を付けています。

設置内容の詳細は、7ページから11ページまでの事業計画書のとおりで既に産業廃棄物収集運搬業を営んでいる事業者が事業拡大から産業廃棄物の中間処理を行うため、新たに本市内でプラスチック等の破碎施設を設置するもので、処理業務に伴う汚水及び排



出ガスの発生はなく、水質や土壌に与える影響もないものとされています。

6 ページに破碎機の図面を付けています。

1 ページを御覧ください。

平成29年12月18日に西植田地区担当委員と地区担当で現地調査を実施し、同月26日の地区部会で審議した結果、施設と農地は近接しておらず、農作物への影響は考えにくいとの意見でしたが、不測の事態が起きないように注意を喚起し万全を期す意味から、5の農業委員会の意見（案）のとおり「産業廃棄物処理施設は、農地以外の土地に新たに設置されるもので、農地法に係る許可等の必要はないが、処理に当たっては、周辺住民の承諾を得、農地及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答するものです。

以上、議案第15号 産業廃棄物処理施設等の設置に係る意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号については、原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第 15 号は、原案のとおり意見を付して回答することに決定いたします。

次に、議案第 16 号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 議案第16号について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

高松市長から平成30年1月11日付け高農第710号で本会会長宛に、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づく高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められました。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

1 ページから 3 ページまでのとおり、当初農用地区域からの除外が49件でしたが、9番が取り下げとなり、合計48件、63,351.08平方メートルとなっております。

また、農用地区域への編入については、4 ページのとおり、3 件で3,854平方メートルです。

5 ページを御覧ください。

田から農業用倉庫へ用途区分の変更で、1 件、300.35平方メートルです。

以上、議案第16号高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきまして、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号については異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第16号については異議のない旨回答することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

報告1農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料5を御覧ください。

平成29年12月2日から平成30年1月5日分までであります。まず、許可件数ですが、11月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が15件、12月議決分といたしまして4条が8件、5条が21件、合計で4条が9件、5条が36件です。

許可保留件数につきましては、11月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が2件、12月議決分といたしまして4条が0件、5条が4件、合計で4条が0件、5条が6件です。

取下げにつきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留案件について御説明申し上げます。

3ページ・4ページを御覧ください。

5条関係で、中段の11月議決分の8番が開発許可未了により許可保留となっております。下段の33番が、開発許可及び直近事業未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係で、12月議決分の7・8番が開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

賃借権の3番が開発許可未了により、また、使用貸借の2番が道路工事承認未了で許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、次に、報告2、1月の農業相談会について事務局の報告を求めます。

**西谷課長補佐** 1月の農業相談会について御報告申し上げます。農業委員の皆様には、昨年11月中旬に本日の資料と同じ日程表を同封して御案内をさせていただきましたが、資料6にありますように、1月17日(水)から1月31日(水)までの期間に、市内7地区において合計9回の農業相談会を予定しておりますので、皆様方にはお忙しい中恐れ

いりますが、御指導をよろしく願います。

相談会の出席者ですが、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員さん、農協の各管轄の支店長に出席していただくことにしております。報告2については以上でございます。

**川西事務局長** 議長。

**議 長** 川西事務局長。

**川西事務局長** 鳥インフルエンザ問題で、今回、農林水産課職員は参加できませんのでよろしく願います。

**議 長** 農地機構の職員はどうですか。

**川西事務局長** 出席いたします。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時3分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員